



不足額給付 I

令和 7 年度東広島市定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

当初調整給付の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした令和 6 年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和 7 年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和 6 年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和 7 年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※ 1 万円単位

【当初給付時(令和 6 年)】

【不足額給付時(令和 7 年)】



※注 1 : 所得税・個人住民税合わせて既に 4 万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額 1,805 万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注 2 : 「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

支給対象(要件)は裏面をご確認ください。

確認書・必要書類等の 準備ができれば

提出の方法

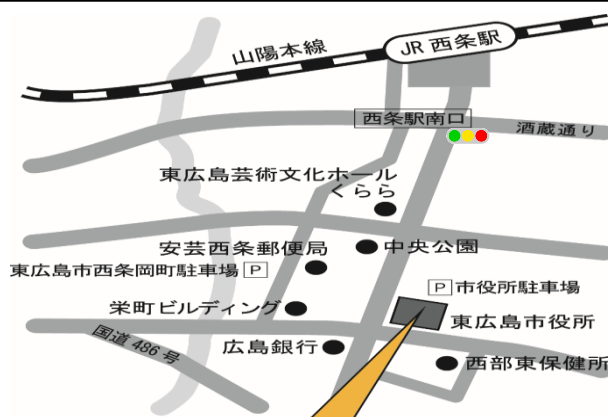
同封の返信用封筒をご利用いただくか、
次の窓口へ**申請期限内**に、ご提出ください。

申請期限 :

令和 7 年 10 月 31 日(金)消印有効

提出先 : 東広島市役所 8 階

東広島市不足額給付相談窓口



相談窓口 : 東広島市西条栄町 8-29
東広島市役所 8 階
東広島市不足額給付相談窓口

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

給付金の支給対象(要件)・手続き

(1) 支給対象(要件)

- 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことにより「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」が「令和6年分所得税額(令和6年所得)」より多かった方
- こどもの出生等の理由から、扶養親族が令和6年中に増加した方

(注) * 令和6年8月以降に、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付(当初調整給付)を支給しております。

* 源泉徴収票等に「控除外額」が記載されている場合でも、定額減税補足給付金の支給額との間で差が生じない場合には、不足額給付の支給対象とはなりません。

* 上記の支給対象(要件)に該当する場合でも、調整給付金(当初調整給付)の「確定額」と「支給済額」に不足額が生じない方は、支給対象外です。

(2) 確認事項及び必要な添付書類

■ 確認書または申請書

給付金を受け取るための金融機関口座情報等を記入してください。
代理人が給付金を受け取る場合は、代理人欄の記入が必要です。

■ 必要な同封書類

① 本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード(表面)等、いずれか1点の写し(コピー)

② 受取口座を確認できる書類

※通帳、キャッシュカード等の写し(コピー)

(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるもの)

③ 代理人による申請・受け取りを希望する場合は代理人の本人確認書類

▶ 申請書の方のみ必要書類(上記①～③に加え)

※当初調整給付金の支給確認書、支給決定通知書などの写し(コピー)または、
令和6年度分個人住民税の納税通知書特別徴収税額通知書などの写し(コピー)

※令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)



定額減税補足給付金(不足額給付)の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報を入力せず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

東広島市不足額給付事務処理センター



0120-780-125 (コールセンター)

受付時間 平日 8:30～17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応